

香川県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年3月31日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第7号

香川県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

香川県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和37年香川県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前																										
<p>(全日制課程の普通科又は理数科を置く高等学校の学区の指定) 第2条 略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学区</th> <th colspan="2">高等学校</th> </tr> <tr> <th>普通科</th> <th>理数科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td> 坂出高等学校 丸亀高等学校 丸亀城西高等学校 善通寺第一高等学校 琴平高等学校 高瀬高等学校 観音寺第一高等学校 </td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>			学区	高等学校		普通科	理数科	略			略	坂出高等学校 丸亀高等学校 丸亀城西高等学校 善通寺第一高等学校 琴平高等学校 高瀬高等学校 観音寺第一高等学校	略	<p>(全日制課程の普通科又は理数科を置く高等学校の学区の指定) 第2条 高等学校の全日制の課程の普通科又は理数科に入学しようとする者（以下「入学志願者」という。）は、住所の属する次の表の左欄に掲げる学区の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる高等学校に出願しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学区</th> <th colspan="2">高等学校</th> </tr> <tr> <th>普通科</th> <th>理数科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 第2学区 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td> 丸亀市 坂出市 善通寺市 観音寺市 三豊市 綾歌郡 仲多度郡 </td> </tr> </table> </td> <td> 坂出高等学校 丸亀高等学校 丸亀城西高等学校 善通寺第一高等学校 琴平高等学校 高瀬高等学校 観音寺第一高等学校 観音寺中央高等学校 </td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>			学区	高等学校		普通科	理数科	略			第2学区 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td> 丸亀市 坂出市 善通寺市 観音寺市 三豊市 綾歌郡 仲多度郡 </td> </tr> </table>	}	丸亀市 坂出市 善通寺市 観音寺市 三豊市 綾歌郡 仲多度郡	坂出高等学校 丸亀高等学校 丸亀城西高等学校 善通寺第一高等学校 琴平高等学校 高瀬高等学校 観音寺第一高等学校 観音寺中央高等学校	略
学区	高等学校																												
	普通科	理数科																											
略																													
略	坂出高等学校 丸亀高等学校 丸亀城西高等学校 善通寺第一高等学校 琴平高等学校 高瀬高等学校 観音寺第一高等学校	略																											
学区	高等学校																												
	普通科	理数科																											
略																													
第2学区 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td> 丸亀市 坂出市 善通寺市 観音寺市 三豊市 綾歌郡 仲多度郡 </td> </tr> </table>	}	丸亀市 坂出市 善通寺市 観音寺市 三豊市 綾歌郡 仲多度郡	坂出高等学校 丸亀高等学校 丸亀城西高等学校 善通寺第一高等学校 琴平高等学校 高瀬高等学校 観音寺第一高等学校 観音寺中央高等学校	略																									
}	丸亀市 坂出市 善通寺市 観音寺市 三豊市 綾歌郡 仲多度郡																												
<p>2 略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域</th> <th colspan="2">高等学校</th> </tr> <tr> <th>普通科</th> <th>理数科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td> 坂出高等学校 丸亀高等学校 丸亀城西高等学校 善通寺第一高等学校 </td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>			地域	高等学校		普通科	理数科	略	坂出高等学校 丸亀高等学校 丸亀城西高等学校 善通寺第一高等学校	略	<p>2 入学志願者は、住所が次の表の左欄に掲げる地域内にある場合においては、前項の規定にかかわらず、同表の右欄に掲げる高等学校に出願することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域</th> <th colspan="2">高等学校</th> </tr> <tr> <th>普通科</th> <th>理数科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高松市国分寺町</td> <td> 坂出高等学校 丸亀高等学校 丸亀城西高等学校 善通寺第一高等学校 </td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>			地域	高等学校		普通科	理数科	高松市国分寺町	坂出高等学校 丸亀高等学校 丸亀城西高等学校 善通寺第一高等学校	略								
地域	高等学校																												
	普通科	理数科																											
略	坂出高等学校 丸亀高等学校 丸亀城西高等学校 善通寺第一高等学校	略																											
地域	高等学校																												
	普通科	理数科																											
高松市国分寺町	坂出高等学校 丸亀高等学校 丸亀城西高等学校 善通寺第一高等学校	略																											

	琴平高等学校 高瀬高等学校 観音寺第一高等学校	
略		

	琴平高等学校 高瀬高等学校 観音寺第一高等学校 観音寺中央高等学校	
略		

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。